

第3章 脆弱性評価と推進方針



令和2年7月災害 土砂崩落により通行不能となった町道赤沢線

1. 脆弱性評価（現状認識・問題点の整理）の考え方

国は、基本計画において、我が国の大規模自然災害等に対する脆弱性を調査し評価する、いわば「国土の健康診断」を実施するため、脆弱性評価を行っています。この評価は、「起きてはならない最悪の事態」を設定し、これに対する各省庁の施策について横断的に評価することとし、国は45項目の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。また、長野県強靱化計画では、国と同様の枠組みにより脆弱性評価を実施しています。

当町は、国及び県の脆弱性評価を参考に、以下の手順で評価を実施しました。

① 上松町における「起きてはならない最悪の事態」を設定

② ①に対する上松町の施策、指標の洗い出し

③ ②について現状、問題点を整理

④ ③に対する施策を検討



上松町国土強靱化地域計画策定委員会による計画内容の検討

2. 起きてはならない最悪の事態の設定

「想定するリスク」及び「基本目標」を踏まえ、また、県の国土強靱化計画と調和を図り、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次の通り設定します。

表 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）一覧

基本目標	番号	起きてはならない最悪の事態	長野県	上松町	施策の名称
人命の保護が最大限図られること （命を守る）	1-1	住宅の倒壊や、住宅密集地の火災による死傷者の発生	○	○	①住宅の耐震化 ②落下物・ブロック塀等の対策
	1-2	多数の者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生	○	○	①多数の者が利用する特定建築物の耐震化 ②町有施設の耐震化
	1-3	豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水	○	○	①河川施設災害予防 ②水防災意識社会の再構築
	1-4	土石流、地すべり等の土砂災害による死傷者の発生	○	○	①土砂災害等の災害予防 ②森林荒廃対策
	1-5	火山噴火による住民や観光客の死傷者の発生	○	○	①火山泥流の災害予防
	1-6	避難指示等の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生	○	○	①避難指示等 ②情報伝達手段 ③要配慮者支援 ④防災知識普及
負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること （命を救う）	2-1	長期にわたる孤立集落等の発生（大雪を含む）や、被災地での食料、飲料水等の長期にわたる不足	○	○	①孤立防止対策 ②緊急輸送路 ③食料等の備蓄・調達 ④緊急用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保
	2-2	警察、消防、自衛隊による救助・救急活動等の不足	○	○	①自主防災組織の強化 ②消防団の強化 ③消防・警察・自衛隊との連携
	2-3	救急・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	○	○	
	2-4	医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能の麻痺	○	○	①災害医療体制の整備 ②消防及び医療機関相互の連絡体制の整備
必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること （行政・通信機能を確保）	3-1	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	○	○	①災害時における感染予防対策
	3-2	信号機の停止等による交通事故の多発	○		
	3-3	県庁、市町村役場をはじめとする地方行政機関の大幅な機能低下	○	○	①庁舎の機能維持 ②行政の業務継続 ③広域相互応援
必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること （命をつなぐ）	4-1	停電、通信施設の倒壊による情報通信の麻痺・長期停止	○	○	①災害情報の伝達手段の多様化 ②電信電話施設災害予防
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	○		
	4-3	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・都市ガス・LPガスサプライチェーンの機能の停止	○	○	①電気・石油類燃料・LPガスの安定供給
	4-4	上水道等の長期間にわたる供給停止	○	○	①上水道施設災害予防
流通・経済活動を停滞させないこと （経済活動の維持）	4-5	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	○	○	①下水道施設災害予防
	5-1	地域交通ネットワークが分断する事態	○	○	①災害に強い道路網の整備
	5-2	サプライチェーンの寸断等に伴う企業の生産力低下による経済活動の麻痺	○	○	①企業防災
二次的な被害を発生させないこと （二次的被害の防止）	5-3	高速道路、鉄道等の基幹的交通ネットワークの機能停止	○	○	①鉄道施設災害予防 ②国道19号等施設災害予防
	5-4	食料・飲料水等の安定供給の停滞	○	○	①食料品等の備蓄・調達 ②給水対策
	6-1	土石流、地すべりなど土砂災害による二次災害の発生	○	○	①山腹・斜面及び渓流並びに施設に係る二次災害予防対策
	6-2	ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	○		
	6-3	有害物質の大規模拡散・流出	○	○	①危険物施設等に係る二次災害予防対策
被災した方々の日常生活が迅速に戻る （復旧・復興）	6-4	農地・森林等の荒廃	○	○	①農産物災害予防 ②林産物災害予防
	6-5	観光や地域農産物に対する風評被害	○	○	①風評被害の防止 ②海外への情報提供
	7-1	避難所等における環境の悪化	○	○	①避難所等 ②保健衛生、感染症予防活動
被災した方々の日常生活が迅速に戻る （復旧・復興）	7-2	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○	○	①災害廃棄物の発生への対応
	7-3	道路啓開等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態	○	○	①障害物の処理活動 ②道路及び橋梁応急活動
	7-4	倒壊した住宅の再建が大幅に遅れる事態	○	○	①被災者等の生活再建等の支援
	7-5	地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○	○	①自主防災組織等の育成

3. 重点的に取り組む事項

①重点的に取り組む事項の考え方

本計画で掲げる 28 の「起きてはならない最悪の事態」を回避するためには、すべての施策が重要ですが、限りある予算や人員を動員しても、そのすべてを実現することは難しい状況にあります。

そこで、特に短期的に効果の発現を目指すこと及び町民の安全・安心を実現する事項を重点的に取り組むこととします。

重点化の考え方

1. 人命の保護を最優先とする

人命は、かけがえのない最も重要なものです。この人命を守ることは、最優先として取り組む必要があります。

2. 町民の孤立や救助活動の遅れを防ぐ

当町の地形的な特性から、孤立する集落が想定されます。集落が孤立すると、救助活動、避難生活等に多大な影響が生じます。そのため、孤立を防止し、救助活動が遅れることのないよう取り組む必要があります。

3. 町民生活の早期復興を図る

災害が発生した後に、町民の日常生活を早期に復興することは、災害復興の大前提となります。そこで、町民の日常生活を早期に復興するための施策に取り組む必要があります。



人命の保護を最優先とした医療救護訓練

②重点的に取り組む主要な施策

重点化の考え方に基づく具体的な施策を以下のように定めます。また、この施策の考え方に基づき、具体的な事業を展開します。

表 重点的に取り組む主要な施策

1-1	住宅の倒壊や、住宅密集地の火災による死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家の改修促進や解体の促進により、地域の安全性の向上を図ります。 ・住宅の耐震化を推進します。
1-2	多数の者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・定住促進住宅や町営住宅の整備により住宅の質の向上、住環境の向上を図ります。 ・災害時要支援者の安全・安心を確保します。 ・多くの町民や子供が利用する公共施設等の安全性の向上に取り組めます。 ・公共施設の適正な維持管理に努めます。
1-3	豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水	<ul style="list-style-type: none"> ・河川の氾濫を防止するための取り組みを行います。 ・木曽川水系流域治水プロジェクトの推進を図ります。
1-4	土石流、地すべり等の土砂災害による死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・砂防事業について、国、県に整備を要望します。
1-6	避難指示等の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・住民に災害に関する情報を迅速に的確に伝える体制を整備します。
2-1	長期にわたる孤立集落等の発生(大雪を含む)や、被災地での食料、飲料水等の長期にわたる不足	<ul style="list-style-type: none"> ・町民の孤立を防ぐための道路改良や橋梁の長寿命化を図ります。 ・万が一町民が孤立した場合の防災備蓄倉庫を整備します。 ・救援物資を円滑に輸送するためのヘリポート等を整備します。 ・多くの町民が利用する総合文化センターの安全性の向上に取り組めます。
2-2	警察、消防、自衛隊による救助・救急活動等の不足	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の最小化を図るため、消防設備の充実を図ります。
2-4	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症の拡大に備え、感染症予防資器材の整備を図ります。
3-1	県庁、市町村役場をはじめとする地方行政機関の大幅な機能低下	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時にも機能する役場機能の充実を図ります。
3-2	停電、通信施設の倒壊による情報通信の麻痺・長期停止	<ul style="list-style-type: none"> ・住民に災害に関する情報を迅速に的確に伝える体制を整備します。
4-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	<ul style="list-style-type: none"> ・住民生活の早期回復を図るために水道設備等を整備します。
4-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	<ul style="list-style-type: none"> ・住民生活の早期回復を図るために下水道設備等を整備します。
4-4	地域交通ネットワークが分断する事態	<ul style="list-style-type: none"> ・町民の孤立の防止や救援物資の輸送を円滑に行うための道路整備や橋梁の長寿命化、農林道整備を図ります。
5-3	食料・飲料水等の安定供給の停滞	<ul style="list-style-type: none"> ・万が一町民が孤立した場合の防災備蓄倉庫を整備します。 ・住民生活の早期回復を図るために水道設備等を整備します。
6-3	農地・森林等の荒廃	<ul style="list-style-type: none"> ・流域の安全を総合的に向上させるための農業や林業に取り組めます。
6-5	避難所等における環境の悪化	<ul style="list-style-type: none"> ・万が一町民が孤立した場合の防災備蓄倉庫を整備します。 ・町の避難所等に指定されている公共施設等の安全性の向上に取り組めます。
7-3	倒壊した住宅の再建が大幅に遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・定住促進住宅や町営住宅の整備により住宅の質の向上、住環境の向上を図ります。
7-4	地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災活動等の支援を図ります。 ・迅速な復旧・復興を図るための地籍調査等に努めます。

4. 脆弱性評価と推進方針

基本目標 1 人命の保護が最大限図られること〈命を守る〉

1-1	起きてはならない最悪の事態	住宅の倒壊や、住宅密集地の火災による死傷者の発生
-----	---------------	--------------------------

施策の名称 (施策分野)	①住宅の耐震化（住宅・都市）		【担当課】 危機管理課、企画財政課	
脆弱性 評価結果	<p>○住宅の耐震化率はH27年3月現在で42.7%であり、住宅・建築物耐震改修促進事業（補助事業）に利用状況からR1年の90%の目標には達成していないと言えます。住宅の耐震化率の最新データを公表し、住宅の耐震化率の目標値を見直す必要があります。</p> <p>○耐震改修を一層促進する取組みや、補助制度の積極的な活用を促すPRを行う必要があります。</p> <p>○空き家の適正な管理の実施について、周知及び支援する必要があります。</p>			
推進方針 (対応方針)	<p>○住宅の耐震化への取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策」をより一層推進します。 住宅の耐震化を促進するため、その必要性について普及啓発を行うとともに、住宅・建築物耐震改修促進事業（補助事業）等による支援を進めます。 既存住宅の耐震性の把握に努め、耐震診断や耐震改修の必要性等について指導・助言を行えるように体制を整え、併せて空き家などの把握、耐震補強工法の紹介、事業者情報の提供などを行います。 <p>○空き家対策の促進</p> <ol style="list-style-type: none"> 空き家の利活用を促すため、空き家改修補助金により支援を継続実施します。 町外在住者から町内に所在する空き家情報の登録を促し、管理状況（目視による外観管理状況）を所有者に提供することで、空き家の適正管理を支援します。 			
数値目標	指標の名称（KPI）	現状値	目標値	備考
	住宅の耐震化率	42.7%	92%	
	空き家改修補助金支援	2件/年	5件/年	
	空き家情報登録	0件	5件	

施策の名称（施策分野）	②落下物・ブロック塀等の対策（住宅・都市）		【担当課】危機管理課、建設水道課、教育委員会	
脆弱性 評価結果	○地震発生時に建築物の天井、外壁タイル、窓ガラス等の落下、通学路に面するブロック塀等屋外構造物の倒壊及び広告板や自動販売機等の屋外設置物の落下・転倒に伴う人的、物的被害を防止する必要性を啓発し、対策を講じる必要があります。			
推進方針 (対応方策)	○落下物・ブロック塀等の対策の推進 1 落下物、ブロック塀等屋外構造物及び屋外設置物の安全対策について、住民に対する普及、啓発活動を行います。 2 住民は外壁タイル及びブロック塀等の状態を点検し、必要に応じて修繕、補強等を行います。 3 ブロック塀、屋外看板等構造物の補修・撤去等に係る支援策について検討を行います。			
数値目標	指標の名称（KPI）	現状値	目標値	備考
	該当無し			



ブロック塀の点検作業

1-2	起きてはならない最悪の事態	多数の者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生
-----	---------------	----------------------------

施策の名称 (施策分野)	①多数の者が利用する特定建築物の耐震化 (住宅・都市)		【担当課】 危機管理課、総務課	
脆弱性 評価結果	○多数の者が利用する特定建築物はH27年現在で22棟あり、そのうち5棟が耐震性を有していないとされています。多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状を確認して目標値を見直し、耐震化を推進する必要があります。 (※特定建築物とは、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、特定用途に利用される部分の面積が、3000㎡以上(学校教育法第1条に規定する学校の場合は8000㎡以上)の建築物と定義されている。)			
推進方針 (対応方策)	○特定建築物の耐震化の促進 1 多数の者が利用する建築物の耐震化を促進するため、県と連携しながら、耐震診断等に関する支援制度の導入を検討します。 2 耐震化の現況調査を随時実施し、耐震化の支援制度の推進を図ります。			
数値目標	指標の名称 (KPI)	現状値	目標値	備考
	多数の者が利用する特定建築物の耐震化率	77.3%	95.0%	

施策の名称 (施策分野)	②町有施設の耐震化 (住宅・都市)		【担当課】 危機管理課、総務課、建設水道課	
脆弱性 評価結果	○学校施設は必要な耐震診断・耐震工事が実施済みです。役場庁舎については令和3年3月竣工しました。現在、町有施設のうち災害拠点施設等(町営住宅を除く。)は30棟あり、現状での耐震化率は100%となっています。 ○今後は、町有施設の適切な点検、診断等の実施、定期的な維持、修繕工事など、長寿命化を図る必要があります。			
推進方針 (対応方策)	○町有施設の耐震化と適正な管理の促進 1 町有施設の適切な点検、診断等の実施、定期的な維持、修繕工事など長寿命化を図ります。 2 公共施設総合管理計画及び公共施設個別計画に基づくストックマネジメント計画を策定し、各施設の長寿命化を図ります。ただし、主として昭和56年以前建築の施設状況によっては施設廃止を図ります。			
数値目標	指標の名称 (KPI)	現状値	目標値	備考
	町有施設の耐震化率	76.7%	100.0%	

1-3	起きてはならない最悪の事態	豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水（倒壊）による死傷者の発生
-----	---------------	---------------------------------------

施策の名称 (施策分野)	①河川施設災害予防（国土保全）		【担当課】 建設水道課	
脆弱性 評価結果	<p>○町の中央を北から南へ木曽川が流れており、木曽川へは滑川、十王沢、小川などの急勾配の急流が注いでいます。特に洪水により河岸が侵食された場合、並行する国道19号やJR中央線に多大な被害を及ぼす可能性があります。未改修河川の整備の一層な推進が必要です。</p> <p>○国、県が策定した「木曽川水系流域治水プロジェクト」に基づく河川整備を早期に実施する必要があります。</p>			
推進方針 (対応方策)	<p>○河川施設の災害予防</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施設整備計画により河川管理施設の耐震性の向上を図ります。 2 主要河川、普通河川等について、浚渫事業を実施するなど、災害予防のための河川整備を必要に応じて実施します。 3 木曽建設事務所は「木曽川水系流域治水プロジェクト」に基づき整備を促進します。 4 1級河川の護岸整備・環境整備については、国及び県に要望していきます。 5 木曽川上流にある治水機能を有するダムについて、適正な運用を要望します。 			
数値目標	指標の名称（KPI）	現状値	目標値	備考
	該当無し			



令和2年7月災害 木曽川の増水状況

施策の名称 (施策分野)	②水防災意識社会の再構築 (防災教育等) (住民避難)		【担当課】 危機管理課、住民福祉課	
脆弱性 評価結果	○町内には地形的特徴から、土石流等の災害の発生により集落が孤立する可能性があり、対応の検討が必要です。地域コミュニティで助け合い、被害を最小限に抑えることができるような取り組みの継続が求められています。また、浸水等の災害は必ず発生するという意識への転換が必要です。			
推進方針 (対応方策)	○水防意識社会構築への取り組み 1 避難誘導訓練、消防防災訓練、情報伝達訓練など、各種訓練を実施します。 2 各種訓練の実施に際し、多くの町民の参加を促します。 3 孤立の可能性のある集落について、避難態勢を検討します。 4 事前防災を計画的に進めるため、国土強靱化地域計画等に基づく施策に取り組みます。 5 民間企業、周辺町村、関係機関等と災害時連携協定や災害時応援協定等の締結を推進します。 6 浸水等の災害は必ず発生するという意識への転換が必要です。 ○地域コミュニティでの支え合いの促進 1 町内の各地域組織に対し、共助のための自主防災組織への意識づけに結びつく各種事業の実施又は支援を推進します。 2 各地域での自主防災組織の取り組みを支援します。 3 地区防災マップの作成を支援します。 4 地域支え合いマップの作成を支援します。 5 各地域の企業や団体等との連携を促します。			
数値目標	指標の名称 (KPI)	現状値	目標値	備考
	目的に応じた防災訓練の実施 地域支え合いマップ作成	1回/年 5地区	3回/年 38地区	



要支援者マップの作製講習会

1-4	起きてはならない最悪の事態	土石流、地すべり等の土砂災害による死傷者の発生
-----	---------------	-------------------------

施策の名称 (施策分野)	①土砂災害等の災害予防（国土保全）		【担当課】 危機管理課、建設水道課	
脆弱性 評価結果	○当町においては、その地形、地質から土砂災害等が発生する危険性のある場所があります。これらの土砂災害を防止するため国、県、町等関係機関が中心となり危険箇所を把握し、総合的かつ長期的な対策を講ずる必要があります。			
推進方針 (対応方策)	○土砂災害等の災害予防への取組み 1 土砂災害等の危険箇所を的確に把握し、防災上の観点からそれら箇所の土地に法律に基づく指定を県に働きかけ、開発行為の制限や有害行為の防止、防災工事を強力に推進するとともに、適切な警戒避難体制の整備を行い、周知徹底を図ります。 2 土砂災害の恐れのある区域（特別警戒区域）については、急傾斜地崩壊対策事業の実施を県に要望していきます。 3 土砂災害警戒区域（特別警戒区域）等に要配慮者利用施設の新築等を行う場合には、土砂災害への適切な対策を行うこととします。また、土砂災害に備えた警戒避難体制を構築します。 4 災害時要配慮者利用施設が所在する土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内について防災対策を推進します。 ○土砂災害のおそれのある区域についての危険周知等の取組み 1 土砂災害のおそれのある区域についての危険周知、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進します。			
数値目標	指標の名称（KPI）	現状値	目標値	備考
	土砂災害危険箇所の県連携点検	1回/年	1回/年	



滑川第1号砂防堰堤

施策の名称 (施策分野)	②森林荒廃対策（国土保全）		【担当課】 産業観光課	
脆弱性 評価結果	○当町は、国有林が占める割合が高い地域です。森林の適切な管理・保全が行われない場合は、森林が有する多面的機能が損なわれ、山地災害等の発生リスクの高まりが懸念されます。関係機関と協力し森林整備・保全活動を推進する必要があります。			
推進方針 (対応方策)	○森林整備による災害に強い森林づくりへの取り組み 1 森林施業に当たっては、長伐期施業（高齢林の森林）や複層林施業への誘導により、林床の裸地化の縮小、回避を図る施業を推進します。また、山地災害の発生の危険性が高い地域等において、保安林の指定や治山事業の積極的な導入により「災害に強い森林づくり指針」に基づき適正な森林整備を進めます。 2 治山事業による山腹崩壊や荒廃溪流の対策により、山地災害の防止を図ります。 3 国有地（国有林）内の山腹崩壊や崩壊土砂流出などの山地災害危険個所について、国へ治山事業等の実施を要望します。 4 森林環境譲与税を活用した、森林の公益的又は多面的機能の保全に関する事業等を実施します。			
数値目標	指標の名称（KPI）	現状値	目標値	備考
	森林経営管理法に基づく多面的機能発揮森林面積	47.66ha	150ha	R2 集積計画 47.66ha



間伐の実施状況

1-5	起きてはならない最悪の事態	火山噴火による住民や観光客の死傷者の発生
-----	---------------	----------------------

施策の名称 (施策分野)	①火山泥流の災害予防(国土保全)		【担当課】 危機管理課、建設水道課	
脆弱性 評価結果	○比較的、町に近いのは御嶽山です。距離的にも、爆発・噴火によって甚大な被害を被る危険性は少ないが、その規模によっては、降灰、融雪型火山泥流の一部到達などの被害が考えられるため、常に万全の注意を払い、災害発生時には迅速かつ確かな応急対策をとる必要があります。			
推進方針 (対応方針)	○火山泥流災害予防への取組み 1 交通・通信施設の火山災害に対する安全性の確保、治山、治水、砂防事業等の総合的、計画的推進等により災害に強い地域基盤を形成します。 2 総合的災害対策の推進等による火山災害に強い安全安心なまちづくりを推進します。			
数値目標	指標の名称(KPI)	現状値	目標値	備考
	該当無し			



平成 26 年 9 月 27 日時点の御嶽山噴火状況(長野県警察ホームページより引用)

1-6	起きてはならない最悪の事態	避難指示等の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生
-----	---------------	---

施策の名称 (施策分野)	①避難指示等（住民避難）（情報通信）		【担当課】 危機管理課、住民福祉課	
脆弱性 評価結果	○風水害については、災害発生の危険性のある程度予測することが可能であり、被害を軽減するためには、気象警報・注意報等の住民に対する伝達、迅速な避難誘導等、災害発生直前の未然防止活動が極めて重要です。特に、要配慮者が迅速に避難できるよう対策を行うことが必要です。			
推進方針 (対応方針)	○適切な避難指示等への取組み 1 住民に対して気象警報・注意報等を迅速に伝達します。 2 住民に対して適切な避難誘導を実施します。 3 災害を未然に防止するための活動を実施します。 4 「上松町避難指示等の発令基準」を必要に応じて見直します。 ○要支援者の迅速な避難体制の構築 1 災害から災害時要配慮者、とりわけ自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「要支援者」という。）の把握を適切に行い、対象者台帳の作成・更新等の適切な管理を行うことで、災害時における要支援者の迅速な避難の支援を行います。			
数値目標	指標の名称（KPI）	現状値	目標値	備考
	目的に応じた防災訓練の実施（再掲）	1回/年	3回/年	



避難訓練における住民誘導

施策の名称 (施策分野)	②情報伝達手段 (情報通信)		【担当課】危機管理課	
脆弱性 評価結果	○風水害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、あらかじめ、気象情報、警報等の伝達体制、住民の避難誘導体制、災害の未然防止活動を行うための体制を整備する必要があります。			
推進方針 (対応方策)	○情報伝達手段構築への取り組み 1 防災関係機関は、円滑で速やかな情報の伝達ができるように、体制の整備を図ります。 2 さまざまな環境下にある住民等に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、同報系防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、木曽広域CATV音声告知端末、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、町公式ホームページ、SNS等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図ります。 3 ICT等を活用するなど情報通信技術の高度化に対応する設備整備・更新について検討していきます。			
数値目標	指標の名称 (KPI)	現状値	目標値	備考
	該当無し			



町ホームページのよる防災情報

施策の名称 (施策分野)	③要配慮者支援（住民避難）（保険医療・福祉）		【担当課】 危機管理課、住民福祉課	
脆弱性 評価結果	○町及び社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設等の関係機関等は、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要支援者を守るための防災対策の一層の充実を図る必要があります。			
推進方針 (対応方針)	○要配慮者支援への取組み 1 要配慮者支援計画を策定し、支援体制計画の構築に努めます。 2 在宅災害時要配慮者の状況把握に努めるとともに、緊急通報装置等の整備、支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図ります。 3 社会福祉施設等の防災設備、組織体制、緊急連絡体制等の整備を行うとともに支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図ります。 4 外国籍住民等、観光客等のために避難場所や避難経路標識等の簡明化、多言語化等災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、防災環境づくりに努めます。 5 土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所内、浸水想定区域内の災害時要配慮者関連施設における避難確保計画の策定、避難訓練の実施を促すとともに、これらの施設に対する連絡・通報体制の強化を図ります。また、要配慮者利用施設に関する避難確保計画の策定、避難訓練の実施を促します。 6 地域での避難支援を円滑に行うため、支え合いマップの策定を促します。 7 要支援者ごとに「当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（以下、「個別避難計画」という。）の作成を推進します。			
数値目標	指標の名称（KPI）	現状値	目標値	備考
	要支援者の個別避難計画を作成する人数（1計画／1人）	122人	254人	
	避難確保計画の策定率	0%	100%	

避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針 改定のポイント（令和3年5月）

■改定の経緯…「令和元年台風19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）」令和2年12月24日
 <課題・背景>
 ○近年の災害においても高齢者や障害者が犠牲となっており、災害における全体の死者のうち65歳以上の高齢者の割合は、令和元年台風19号では約65%、令和2年7月豪雨では約70%であった。
 ○災害時の避難支援等を更に実効性のあるものにするためには、個別避難計画の作成促進が重要

■災害対策基本法の改正（令和3年5月）
 避難行動要支援者ごとに「個別避難計画」の作成を市町村の努力義務とするとともに、作成に必要な個人情報の利用及び個別避難計画の活用に関する平常時と災害発生時における避難支援等関係者への情報提供について、個人情報保護条例などの関係を整理の上、規定を新設

主な改定内容（記載の追加）

- 優先度の高い避難行動要支援者についての個別避難計画の作成目標
 - ・市町村が主体となり、地域の実情に応じておおむね5年程度で作成に取り組む
- 個人番号を活用した避難行動要支援者名簿・個別避難計画の作成・更新
 - ・個人番号（マイナンバー）を活用して、避難行動要支援者名簿・個別避難計画に記載する情報を取得できるようになり、自治体職員の業務負担の軽減や、現状に即した避難支援等につながる
- 個別避難計画の作成に関する留意事項
 - ・計画作成の業務には、本人の状況等をよく把握し、信頼関係も期待できる福祉専門職の参画が極めて重要
 - ・避難を支援する者の確保（個人とともに団体（自主防災組織や自治会等）も避難支援等実施者になり得る）
 - ・避難を支援する者の負担感の軽減（複数人で役割分担をする、地域の避難訓練等を通じた支援者の輪を広げる取組）
 - ・計画の作成後も、計画内容の改善や避難の実効性の向上につながるため、避難訓練を行うことが適切
 - ・個別避難計画情報についての避難支援等関係者への提供（本人の同意又は条例に特別の定めがある場合は、平時から地域の自主防災組織や消防団、民生委員等の避難支援等関係者と情報を共有）
 - ・社会福祉施設等から在宅に移る避難行動要支援者については、速やかに避難行動要支援者名簿に記載し、避難支援に切れ目が生じないように留意 など

避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（概要）（内閣府ホームページ）

施策の名称 (施策分野)	④防災知識普及(防災教育等)		【担当課】 危機管理課	
脆弱性 評価結果	<p>○町、県及び防災関係機関による対策が有効に機能するためには、住民が常日頃から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には自らの安全を守るような行動をとることができることが重要です。</p> <p>○町、県及び指定行政機関等は、災害文化の伝承や、体系的な教育により、住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を含めた災害に強い住民の育成、地域の総合的な防災力の向上に努めることが必要です。併せて、防災上重要な施設の管理者等、学校、町職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図る必要があります。</p>			
推進方針 (対応方策)	<p>○防災知識普及への取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住民等に対する実践的な防災知識の普及・啓発活動を行います。 2 防災上重要な施設の管理者等に対して防災知識の普及を図ります。 3 学校における実践的な防災教育を推進します。 4 職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図ります。 5 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を後世に伝えていきます。 6 防災士等、社会の様々な場での地域防災リーダーの育成・支援を推進します。 <p>○建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及への取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地震ハザードマップを作成及び公表します。 2 相談体制の整備及び情報提供の充実を図ります。 3 パンフレットの作成及び配布並びにセミナー・講習会を開催します。 4 リフォームにあわせた耐震改修を誘導します。 5 各区等との連携策及び取り組みを支援します。 6 耐震改修促進税制等の周知を図ります。 			
数値目標	指標の名称 (KPI)	現状値	目標値	備考
	目的に応じた防災訓練の実施(再掲)	1回/年	3回/年	

基本目標 2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること〈命を救う〉

2-1	起きてはならない最悪の事態	長期にわたる孤立集落等の発生（大雪を含む）や、被災地での食料、飲料水等の長期にわたる不足
-----	---------------	--

施策の名称 (施策分野)	①孤立防止対策（住宅・都市）（情報通信）		【担当課】 危機管理課、産業観光課、建設水道課	
脆弱性 評価結果	○当町は町域の95%が山林であり、木曾川を中心に急勾配の河川や広範囲にわたる土石流等の危険地域を有していることから、大規模災害が発生した場合、急峻な山々と河川によって分断される可能性があります。こうした地勢をかんがみ、地域の過疎化、高齢化と相まって、孤立地域の発生を防止するための対策を講じることが重要です。			
推進方針 (対応方針)	<p>○孤立対策防止対策への取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の孤立地域を予測・監視し、住民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない通信手段の確立に努めます。 2 孤立予想地域に通ずる町道、林道、農道等の長寿命化及び防災対策を推進するとともに、町道、林道、農道等の迂回路確保に配慮した整備を推進します。 3 孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客の孤立予測について、平素から把握しておきます。 4 救援が届くまでの期間、孤立地域の中で互いに助け合えるよう、平素から住民の間での準備を促します。 5 孤立予想地域ごとに避難場所となり得る施設の整備を推進します。 6 孤立地域内での生活が維持できるよう、各自が食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する観光客等に対する備蓄にも配慮します。 <p>○孤立予想地域における集会所整備への取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 孤立予想地域等において、地域住民により整備されている避難場所になり得る集会所等の施設については、他の施設との調整を図りながら整備への支援を検討していきます。 <p>○孤立予想地域解消への取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国及び県に対し孤立予想地域への道路・橋梁等長寿命化及び防災対策の推進、国道及び県道への迂回路確保に配慮した道路・橋梁等交通網の整備を要望していきます。 			
数値目標	指標の名称 (KPI)	現状値	目標値	備考
	橋梁の修繕実施率	20%	65%	

施策の名称 (施策分野)	②緊急輸送路（交通・物流）		【担当課】 危機管理課、建設水道課	
脆弱性 評価結果	○被害想定で想定している規模の災害が発生した際には、救急救助活動、消火活動、各種救援活動など、人命救助と被災者の生活確保及び早期復旧のために、よりスムーズな人・物の流れが必要とされることから、こうした緊急輸送業務について、緊急交通路の確保やヘリポートの維持、トラック協会等との輸送力確保に関する計画を策定して、迅速に対応できる体制を平素から確立するとともに、緊急通行車両の事前確認等を行い、地震による障害を未然に防止し、障害発生に対しても適切に対処し得る事前計画を確立しておく必要があります。			
推進方針 (対応方策)	○緊急輸送路の確保への取組み 1 緊急交通路の確保に関する計画を策定します。 2 救助活動拠点、輸送拠点、緊急用ヘリポート等を事前に選定します。 3 ヘリポートの維持、トラック協会等、輸送力確保について事前に計画を樹立する。 4 緊急通行車両及び規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）の事前届出事務を行います。 5 国、県が管理する緊急輸送路について、緊急時の機能維持に向けた整備を要望します。 ○コミュニティ交通事業の人員輸送システム整備等への取組み 1 災害発生時における被災者の緊急輸送のため、コミュニティ交通事業等の人員輸送システムの維持整備又は高度化を行います。			
数値目標	指標の名称（KPI）	現状値	目標値	備考
	救助活動拠点、輸送拠点、緊急用ヘリポート選定	3カ所	4カ所	



平成 25 年度 上松町消防団大火記念日行事訓練

施策の名称 (施策分野)	③食料等の備蓄・調達 (住民避難・自主防災)		【担当課】 危機管理課	
脆弱性 評価結果	<p>○大規模な災害が発生した場合、被災直後の住民の生活を確保する上で食料等の調達・輸送・供給は重要であり、住民は、一般流通が十分機能しないと考えられる発災直後から最低でも3日間、可能な限り1週間は、自らの備蓄で賄うことを原則とします。</p> <p>○町は、この間、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、食料等を持ち出しできない者等を想定して、必要量を地域防災計画等で定め、食料の備蓄を実施する必要があります。</p>			
推進方針 (対応方策)	<p>○食料等の備蓄・調達への取組み</p> <p>1 住民が発災直後から最低でも3日分、可能な限り1週間分程度を自ら備蓄するよう、十分に周知啓発を行います。また、食料の供給について、国や関係業者と協定を締結し調達体制の整備を行うとともに、備蓄体制の強化を図ります。</p> <p>2 協定の内容を確認し、円滑な食料供給が行えるよう供給体制の整備を図ります。</p>			
数値目標	指標の名称 (KPI)	現状値	目標値	備考
	備蓄食料の充足率 (3日間)	4.02%	5.15%	

施策の名称 (施策分野)	④緊急用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保 (交通・物流)		【担当課】 危機管理課	
脆弱性 評価結果	<p>○被害想定で想定している規模の災害が発生した場合は、建物の損壊・倒壊等により多数の要救出箇所が発生することが予想されるため、迅速な救急救助活動、住民・観光客避難活動、効率的な救援物資搬送等を行う必要があります。また、同時に、道路交通網の被災も予想されるため、ヘリコプターを活用した効率的な体制で実施することが重要になります。</p>			
推進方針 (対応方策)	<p>○緊急用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保等へ取組み</p> <p>1 下河原町民運動場を「救助活動拠点」として維持整備します。</p> <p>2 上松小学校体育館を「地域内輸送拠点」として維持整備します。</p> <p>3 下河原町民運動場及び滑川砂防公園を緊急用ヘリポートとして維持整備します。</p> <p>4 救助活動拠点、輸送拠点、緊急用ヘリポート等について住民に周知します。</p> <p>5 緊急用ヘリポートは、災害時の状況等により運用が異なるため、様々なケースに対応できるよう候補地の選定及び整備については随時図ります。</p>			
数値目標	指標の名称 (KPI)	現状値	目標値	備考
	拠点ヘリポート、物資輸送拠点等の設置数	2箇所	2箇所	現状維持

2-2	起きてはならない最悪の事態	警察、消防、自衛隊による救助・救急活動等の不足
-----	---------------	-------------------------

施策の名称 (施策分野)	①自主防災組織の強化 (住民避難・自主防災)		【担当課】 危機管理課	
脆弱性 評価結果	<p>○被害を出さない取り組みである「防災」から、被害を減らす「減災」の取り組みが、地域の防災力の強化に繋がります。災害による被害を最小限に抑えるには、自らの身を守る「自助」、行政機関等の災害支援である「公助」のほか、地域の人の助け合いである「共助」があり、その共助の中心的役割を果たすのが「自主防災組織」です。町内の自主防災組織の活動の活発化への支援が必要です。</p> <p>○また、地域における自主防災組織の日常の活動を通じて地域の連帯感の強化が期待されるなど、自主防災組織は今日的な社会環境の中で果たす役割は大きなものとなります。</p>			
推進方針 (対応方策)	<p>○自主防災組織の強化の支援への取り組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 町内の各地域組織に対し、共助のための自主防災組織への意識付けに結びつく各種事業の実施又は支援を推進します。 2 組織化が遅れている地域を中心に組織化を推進します。 3 平常時、発災時の自主防災組織の活動内容を明確化します。 4 自主防災組織の活動環境を整備し、活動の場を確保します。 5 防災リーダーに対する研修等を実施するなど組織を活性化するための対策を講じます。 6 防災組織相互の応援体制の確立のための指導を行います。 7 自主防災組織の活動の指針となる地区防災計画の策定を促します。 			
数値目標	指標の名称 (KPI)	現状値	目標値	備考
	地域支え合いマップ作成 (再掲)	5 地区	38 地区	



地域住民の互助による避難確認

施策の名称 (施策分野)	②消防団の強化（警察・消防等）		【担当課】 危機管理課	
脆弱性 評価結果	<p>○当町の消防団は、平成20年度から全4分団編成になりました。令和2年度において団本部は上松町役場庁舎内にあり、総員153名の団員（令和2年5月現在）が活動しています。団員は男性だけでなく女性も所属し、男性団員では気付かないような心配りで活躍していますが、さらなる組織の強化を図るため、団員の確保が必要です。</p> <p>○災害の発生に対応するため、消防力の強化のほか、初動体制等の活動体制の整備、相互応援体制の整備及び住民等に対する火災予防の徹底等が重要であることから、これらに留意した町消防計画の作成、修正及び当該計画の実施が必要です。</p>			
推進方針 (対応方策)	<p>○消防団員の士気向上等への取り組み</p> <p>1 災害対応の強化としては、災害関連施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進します。特に、初期災害において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少傾向にあるので、消防団の施設、設備の充実等により消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層の加入促進を図り、消防団活性化の推進と育成強化を図ります。</p> <p>2 消防団員確保及び団員の意識高揚を図るため、国及び県通知を参考に消防団員の待遇改善を検討していきます。</p>			
数値目標	指標の名称（KPI）	現状値	目標値	備考
	消防団員数	153名	153名	
	消防車両数	12台	12台	



消防団による消防ポンプ操法訓練

施策の名称 (施策分野)	③消防・警察・自衛隊との連携 (警察・消防等)		【担当課】 危機管理課	
脆弱性 評価結果	○町内全域に被害が生じる大規模災害では、地域住民や町職員のみでは、応急対策を行うマンパワーが圧倒的に不足します。自衛隊、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、災害時派遣医療チーム（DMAT）、さらには国の各機関や全国の都道府県・市町村、ボランティアなどからの応援が円滑に機能して、はじめて、本格的な応急対策が進みます。大規模災害への応急対策が進められる体制の構築・強化に、関係機関が連携しながら取り組む必要があります。			
推進方針 (対応方策)	○消防・警察・自衛隊との連携への取組み 1 職員による配備活動体制の整備、応急活動マニュアル等の整備を推進します。 2 防災会議を設置し、その円滑な運営を図ります。 3 防災中枢機能を果たす施設の安全性の確保、代替施設の確保等災害時の防災中枢機能の確保を図ります。 4 複合災害発生の可能性を認識し、備えを充実します。 5 業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図ります。 ○自衛隊災害派遣活動への取組み 1 自衛隊への派遣要請の範囲及び要請手続きについて定めます。 2 町・県等と派遣部隊の連絡調整について定め受入れ態勢を整備します。 3 派遣部隊の活動の必要なくなった場合の撤収方法について定めます。 4 派遣に要した経費の負担について定めます。			
数値目標	指標の名称 (KPI)	現状値	目標値	備考
	該当無し			



木曾広域消防本部との共同による訓練

2-3	起きてはならない最悪の事態	医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能の麻痺
-----	---------------	----------------------------------

施策の名称 (施策分野)	①災害医療体制の整備（保険医療・福祉）		【担当課】 危機管理課・住民福祉課	
脆弱性 評価結果	○災害時には、医療活動の拠点となる医療機関の災害医療体制の整備を図るとともに、施設の災害対応機能の強化を図る必要があります。			
推進方針 (対応方策)	○災害時医療体制整備への取り組み 1 災害拠点病院である地方独立行政法人長野県立病院機構長野県立木曽病院を中心に、市町村の枠を越えた各地域単位の後方医療体制について、あらかじめ近隣の市町村と調整を行います。 ○医療活動に関する協定の随時の見直し 1 災害時の医療活動に関する協定について関係団体と調整しながら、随時内容等の見直しを図っていきます。			
数値目標	指標の名称（KPI）	現状値	目標値	備考
	該当無し			

施策の名称 (施策分野)	②消防及び医療機関相互の連絡体制の整備 (情報通信)		【担当課】 危機管理課、住民福祉課	
脆弱性 評価結果	○災害時においては、被害情報や患者の受入体制等の情報を関係機関が適切・迅速に入手することが不可欠です。そのためには、関係機関による情報伝達ルートの多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について事前に連携体制を確立しておく必要があります。 ○また、医療機関の患者受入れ状況、被害状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えとともに、日頃から関係機関の連携を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要があります。 ○このほか、陸路が混乱した場合、ヘリコプターを利用した広域輸送が主体になると思われるため、緊急輸送関係機関との事前の調整が必要です。			
推進方針 (対応方策)	○消防及び医療機関相互の連絡体制の整備への取り組み 1 近隣町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請については、長野県市町村災害時相互応援協定を締結しており、それら機関との連絡を平常時から緊密に取り、発災時に円滑な活動で対応できるよう努めます。 2 関係機関の協力を得て、地域防災計画に基づく訓練を毎年1回以上実施します。			
数値目標	指標の名称（KPI）	現状値	目標値	備考
	広域訓練の実施（災害時医療救護訓練等）	0回/年	1回/年	

2-4	起きてはならない最悪の事態	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
-----	---------------	----------------------

施策の名称 (施策分野)	①災害時における感染予防対策 (保険医療・福祉)		【担当課】 住民福祉課	
脆弱性 評価結果	<p>○被災後・復旧までの間における被災者の健康の確保を目的として、被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症発生予防措置・まん延防止措置、食品衛生指導、食生活の状況の把握及び栄養改善対策等の活動を行う必要があります。また、地域の衛生状態にも十分配慮する必要があります。</p> <p>○近年、感染症のまん延により、人が密になることが難しくなっています。また、ウイルスのまん延を防止するために避難所等の運営について工夫が求められています。</p>			
推進方針 (対応方針)	<p>○感染予防対策への取組み</p> <p>1 保健師による被災者の健康相談等を行うとともに、避難所等における健康意識の向上に努めます。また、被災者の食料確保状況を把握し、管理栄養士による栄養指導を行うとともに、食品衛生上の危害防止のための措置を講じます。</p> <p>2 平常時から感染症予防用資機材の整備、感染症予防対策のための組織の明確化を図り、災害発生時には、衛生指導、健康調査等の感染症予防活動を行います。また、疫学調査や患者への医療提供、患者の隔離、消毒等のまん延防止措置を行います。</p> <p>3 避難所等の運営に関し、感染症のまん延を未然に防止するための取組みを行います。また、そのために必要な資器材の備蓄を進めます。</p> <p>○避難所等における感染予防及び感染拡大への取組み</p> <p>1 避難所等施設について、避難者及び職員等関係者の感染予防及び感染拡大防止のため施設環境整備を進めます。</p>			
数値目標	指標の名称 (KPI)	現状値	目標値	備考
	感染症予防用資機材の整備率 (間仕切り)	24.1%	48.3%	伊那谷断層帯地震被災者避難数

基本目標 3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること〈行政・通信機能を確保〉

3-1	起きてはならない最悪の事態	役場庁舎等の被災による大幅な機能低下
-----	---------------	--------------------

施策の名称 (施策分野)	①庁舎の機能維持（行政機能）		【担当課】 総務課	
脆弱性 評価結果	○新庁舎には、防災・減災拠点の役割を果たせる機能が備わっており、その機能が常に維持できるようしておく必要があります。			
推進方針 (対応方針)	<p>○庁舎機能の維持への取り組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 対策本部を設置するためのスペースの確保や放送・通信設備の保守点検を定期的に行います。 2 停電時にも対応できる非常用発電設備の設置、維持・点検を行います。 3 町民の生命・財産を火災や地震等の災害から守る消防団本部は、役場庁舎近傍に整備します。 4 緊急時に避難所等となるスペースを確保します。 5 緊急用ヘリポート設置は、「救助活動拠点」の下河原町民運動場を基本とし、ヘリ離着陸が可能な箇所の選定確保及び整備を進めます。 6 災害時支援物資を備蓄する為の倉庫を設置します。 7 役場庁舎の代替施設である上松町公民館及び上松町ひのきの里総合文化センターを防災・減災拠点化のため施設整備及び機能改善、高度化を推進します。 			
数値目標	指標の名称 (KPI)	現状値	目標値	備考
	庁舎等の防災・減災拠点化	1 か所	3 か所	



迅速な災害復旧の拠点となる町役場庁舎

施策の名称 (施策分野)	②行政の業務継続（行政機能）		【担当課】 総務課、危機管理課	
脆弱性 評価結果	○大規模災害発生時に、迅速かつ的確に応急業務や復旧・復興業務に取り組みながら、通常行っている業務のうち、中断・遅滞等により町民生活や経済活動等社会への影響が大きい重要な業務を維持するための策定されている「事業継続計画」を随時改訂する必要があります。また、これに基づく「上松町災害時職員参集マニュアル（暫定版）」の見直しを行いながら、必要な体制の確保を進めていく必要があります。			
推進方針 (対応方策)	○災害時における事業継続への取り組み 1 人、物、情報及びライフライン等、利用できる資源に制約がある中、応急業務及び継続性の高い業務を特定し、実行するための計画である「事業継続計画」を随時改訂します。 2 町民の安全確保と救助、災害の早期復旧対応、行政機能の維持をするための職員の参集について定められている「上松町災害時職員参集マニュアル（暫定版）」の見直しを行いながら、必要な体制づくりを進めます。 3 職員参集後、災害の早期復旧対応を進めるため各部署の「災害時職員初動マニュアル」を策定します。 4 災害発生時以降の急激に増加する業務に対応する職員の健康管理、心理的負担の低減の相談体制の整備し、業務継続性の確保を図ります。 5 「災害時職員参集マニュアル」及び「災害時職員初動マニュアル」による訓練を随時実施します。			
数値目標	指標の名称（KPI）	現状値	目標値	備考
	該当無し			

施策の名称 (施策分野)	③広域相互応援 (行政機能)		【担当課】 総務課、危機管理課	
脆弱性 評価結果	○災害発生時において、その規模及び被害の状況から、当町のみでは十分な応急・復旧を実施することが困難となった場合に備え、長野県市町村災害時相互応援協定、長野県消防相互応援協定等に基づき、平常時から連携の強化を図るとともに、災害時は、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する必要があります。			
推進方針 (対応方策)	○広域相互応援への取組み 1 防災関係機関相互の連絡体制の整備を図ります。 2 県内全市町村による、相互応援協定の確立を図ります。 3 県内外消防本部による、消防相互応援協定の確立を図ります。 4 公共機関及びその他の事業者等による、相互応援協定の締結を推進します。 5 県と市町村が一体となって他の都道府県の被災地を応援する体制の整備を図ります。 6 防災関係機関による応援が円滑に行えるよう、活動拠点の確保を図ります。			
数値目標	指標の名称 (KPI)	現状値	目標値	備考
	災害時応援協定の締結数 (県以外の自治体含む)	28	30	

3-2	起きてはならない最悪の事態	停電、通信施設の倒壊による情報通信の麻痺・長期停止
-----	---------------	---------------------------

施策の名称 (施策分野)	①災害情報の伝達手段の多様化 (情報通信)		【担当課】 危機管理課	
脆弱性 評価結果	○災害時においては、通信施設の被災、通信量の飛躍的な増大などにより通信回線が一時的に利用不能又は輻輳（物事が1ヵ所により集まって混み合っていること）の発生するおそれがあります。このため被災情報の収集伝達、災害対策に必要な通信を確保するため緊急時用通信施設、機器及び運用体制の確立が必要です。			
推進方針 (対応方策)	○災害時の情報伝達の多様化への取組み 1 各機関において、有線・無線系および地上・衛星系による通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の三重化、移動系通信機器の整備を図るほか、緊急時のための通信施設、機器を整備します。 2 通信施設の整備にあたっては、自機関関係各所はもとより、自機関以外の防災関係機関との情報伝達ができる手段についても配慮します。			
数値目標	指標の名称 (KPI)	現状値	目標値	備考
	衛星携帯電話保有数	2台	3台	

施策の名称 (施策分野)	②電信電話施設災害予防 (情報通信)		【担当課】 危機管理課	
脆弱性 評価結果	○電話やインターネット回線等の不通による社会不安や、生活への支障を除去するため、住民等に対する迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要があります。			
推進方針 (対応方策)	○電信電話施設の災害予防への取組み 1 町は、地域防災計画等の定めるところにより、電気通信事業者との連携を図ります。 2 電気通信事業者に対して災害に強い通信サービスの実現に向けて、建物・鉄塔及び端末機器等の耐震対策や停電対策など各種施策を実施するよう対応を促します。			
数値目標	指標の名称 (KPI)	現状値	目標値	備考
	該当無し			

基本目標 4 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること〈命をつなぐ〉

4-1	起きてはならない最悪の事態	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止
-----	---------------	--

施策の名称 (施策分野)	①電気・石油類燃料・LP ガスの安定供給 (住宅・都市)	【担当課】 危機管理課		
脆弱性 評価結果	<p>○大規模災害発生直後は、電気・石油類燃料・ガスの供給停止が予想されます。電気については、発電所からの送電停止、電柱の倒壊等により、長期的な停電が予想され、被災の規模によっては応急・復旧業務がただちに実施できない可能性があります。災害時を想定した早期復旧体制の整備を重点に、予防対策の推進を促す必要があります。</p> <p>○石油類については長野県石油商業組合と長野県が締結した協定に基づき、緊急車両や重要な施設、避難所等や医療機関等への優先的な提供を促す必要があります。</p> <p>○LP ガスについては、個別の建物ごとの施設の安全性の確認と、重要な施設、避難所等や医療機関等への優先的な提供を促す必要があります。</p>			
推進方針 (対応方策)	<p>○災害時におけるエネルギーの供給継続への取り組み</p> <p>1 電気は、町と中部電力(株)、関西電力(株)が協力して、災害に強い電気供給システムの整備促進、災害時を想定した早期復旧体制の整備を重点に、予防対策の推進を促します。</p> <p>2 石油類燃料は、長野県石油商業組合と県が、「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定」を締結しています。この協定に基づき、県から要請が行えるよう体制を整えます。</p> <p>3 LP ガスは、(一社)長野県LP ガス協会と県が、「災害時におけるLP ガスに係る協力に関する協定」を締結し、また町とも締結をしています。この協定に基づき、県や市町村から要請が行えるよう体制を整えます。</p>			
数値目標	指標の名称 (KPI)	現状値	目標値	備考
	電気・石油類燃料・LP ガスに関する災害時協定締結	2 団体	3 団体	

4-2	起きてはならない最悪の事態	上水道等の長期間にわたる供給停止
-----	---------------	------------------

施策の名称 (施策分野)	①上水道施設災害予防(住宅・都市)		【担当課】 建設水道課	
脆弱性 評価結果	<p>○水道事業者等としての町は、施設の耐震化、老朽施設の更新等を計画的に進めていますが、施設の建設には多大な費用が必要のため、施設整備が十分とはいえないのが現状です。ライフラインの確保として、他事業と調整し、緊急時連絡管等の整備が必要です。</p> <p>○水道事業者相互の応援体制については、「長野県水道協議会災害等相互応援要綱」により県内の他市町村へ応援を依頼することが可能です。</p>			
推進方針 (対応方策)	<p>○上水道施設災害予防への取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 管路の耐震化、老朽管の布設替並びに耐震性機材の採用により施設整備を推進します。 2 配水系等の相互連絡のブロック化を図ります。 3 緊急用、復旧用資機材の整備及び備蓄を行います。 4 水道管路図等の整備を行います。 5 水源の維持、保全とともに、配水池の貯留水流出による二次災害予防及び緊急用飲料水を確保するため、施設の改良を進めます。 6 水道事業者相互の緊急時連絡管の整備を検討します。 7 災害時の相互応援協定に基づき水道事業者相互の連携の強化を推進します。 8 災害により水道施設の機能不全が発生した場合に備え、飲料水以外の生活用水の確保のため、上松小学校プール、上松中学校プール、B&G プールの施設機能の維持、耐震化・高度化を図っていきます。 			
数値目標	指標の名称 (KPI)	現状値	目標値	備考
	上水道施設の耐震化率	70.7%	75.0%	

4-3	起きてはならない最悪の事態	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
-----	---------------	---------------------

施策の名称 (施策分野)	①下水道施設災害予防（住宅・都市）		【担当課】 建設水道課	
脆弱性 評価結果	<p>○下水道は、災害時においてもライフライン機能を確保し、災害に強いまちづくりに資する下水道整備を推進することが必要です。このため、災害による被害が予想される地域、老朽化の進んだ施設等については改築、補強に努め、今後建設する施設については、想定される災害に配慮し、対策に努める必要があります。</p> <p>○被害の予防を図るとともに、被災時における復旧活動を円滑に実施するために、緊急連絡体制の確立、応急資材の確保、復旧体制の確立を図る必要があります。</p> <p>○災害発生時において町民生活や社会的に影響の大きい下水道事業の業務を維持するため策定してある「事業継続計画」を随時改訂していく必要があります。</p>			
推進方針 (対応方策)	<p>○下水道施設災害予防への取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新耐震基準に基づき、施設の整備、補強、改築を実施します。 2 緊急連絡体制、被災時の応急及び復旧体制の確立を図ります。 3 緊急用、復旧用資機材の計画的な整備及び確保に努めます。 4 下水道施設台帳の整備・拡充を図ります。 5 管渠及び処理場施設等の、系統の多重化を図ります。 6 災害時の相互応援協定に基づき下水道事業者相互の連携の強化を推進します。 7 災害発生時において町民生活や社会的に影響の大きい下水道事業の業務を維持するため策定してある「事業継続計画」を随時改訂します。 			
数値目標	指標の名称（KPI）	現状値	目標値	備考
	下水道処理施設の整備率	94.8%	100%	

4-4	起きてはならない最悪の事態	地域交通ネットワークが分断する事態
-----	---------------	-------------------

施策の名称 (施策分野)	①災害に強い道路網の整備 (交通・物流)		【担当課】 建設水道課、産業観光課	
脆弱性 評価結果	○当町は谷間沿いに細長く開けており、全町的な災害が発生した時の救援・避難は、木曾町、大桑村に繋がる国道 19 号及び木曾川右岸道路のみになり、もし、この道路が切断されると孤立化することになるため、事前の予防措置が非常に重要です。しかし、町内の道路全てについて完全な災害予防対策を講ずることは不可能であるのが実態です。			
推進方針 (対応方策)	○災害に強い道路網の整備への取組み 1 主要路線を中心に町道、農道及び林道の災害予防対策を推進します。 2 各地区間及び各地区内の物資輸送路及び避難路の複線化及び多重化等の道路の確保を図ります。 3 橋梁の維持管理、及び耐震化を推進します。 4 主要な道路については電柱の地中化を検討します。 5 道路に面した工作物、立ち木等について、災害時に道路封鎖等の影響を与えることのないよう対応を促します。			
数値目標	指標の名称 (KPI)	現状値	目標値	備考
	橋梁の修繕実施率 (再掲)	20%	65%	



国道 19 号の代替機能も担う木曾川右岸道路

基本目標 5 流通・経済活動を停滞させないこと〈経済活動の維持〉

5-1	起きてはならない最悪の事態	サプライチェーンの寸断等に伴う企業の生産力低下による 経済活動の麻痺
-----	---------------	---------------------------------------

施策の名称 (施策分野)	①企業防災（産業構造）		【担当課】 危機管理課、産業観光課	
脆弱性 評価結果	<p>○災害時、企業には、従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生など多岐にわたる役割が求められています。各企業において、これらの重要性を十分に認識し、災害時に重要業務を継続できる体制の整備や訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進が必要となっています。</p> <p>○企業の施設、設備の安全性、耐震性等を確保するため、建築物の耐震診断や、定期的な点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進する必要があります</p>			
推進方針 (対応方針)	<p>○企業防災への取組み</p> <p>1 施設・設備の耐震診断や点検を定期的実施し、保守、補強を計画的に推進し安全性の向上を図ることを促します。</p> <p>2 災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に発揮し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定を促すとともに、防災訓練を実施することで、企業及び地域の防災力の向上を支援します。</p> <p>3 企業の事業継続計画（BCP）の策定について普及・啓発します。</p>			
数値目標	指標の名称（KPI）	現状値	目標値	備考
	該当無し			

5-2	起きてはならない最悪の事態	鉄道・国道19号等の基幹的交通ネットワークの機能停止
-----	---------------	----------------------------

施策の名称 (施策分野)	①鉄道施設災害予防(交通・物流)		【担当課】 企画財政課、危機管理課	
脆弱性 評価結果	○鉄道施設は、輸送機関として重要な施設であり、新設や更新、補強の際には、災害の発生に対処するため、鉄道施設等の機能が外力及び環境の変化に耐える防災強度を確保するよう、綿密な整備計画に基づき予防措置を講ずる必要があります。 ○また、施設、設備の安全性を確保するため、定期的に点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進する必要があります。			
推進方針 (対応方策)	○鉄道施設災害予防への取組み 1 施設・設備の検査を定期的実施し、保守、補強を計画的に推進し整備強化を図るよう促します。老朽施設の更新、改良等を行うとともに、施設の安全性の確保を促します。 2 各体制に基づき関係職員の配置計画を促します。 3 関係機関との連絡を密にし、必要な資機材及び要員について、緊急時の協力体制の整備を図るよう促します。			
数値目標	指標の名称(KPI)	現状値	目標値	備考
	該当無し			

施策の名称 (施策分野)	②国道19号等施設災害予防(交通・物流)		【担当課】 危機管理課、建設水道課	
脆弱性 評価結果	○全町的な災害が発生した場合、交通・物流の基幹的道路は、木曾町、大桑村に繋がる国道19号及び木曾川右岸道路となります。様々な災害に耐える防災強度を確保するよう、綿密な整備計画に基づき予防措置を講ずる必要があります。 ○また、施設、設備の安全性を確保するため、定期的に点検検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進する必要があります。			
推進方針 (対応方策)	○国道19号及び木曾川右岸道路の施設災害予防への取組み 1 施設・設備の検査を定期的実施し、保守、補強を計画的に推進し整備強化を図るよう促します。老朽施設の更新、改良等を行うとともに、施設の安全性の確保を促します。 2 関係機関との連絡を密にし、必要な資機材及び要員について、緊急時の協力体制の整備を図るよう促します。			
数値目標	指標の名称(KPI)	現状値	目標値	備考
	該当無し			

5-3	起きてはならない最悪の事態	食料・飲料水等の安定供給の停滞
-----	---------------	-----------------

施策の名称 (施策分野)	①食料品等の備蓄・調達 (住民避難・自主防災)		【担当課】 危機管理課・住民福祉課	
脆弱性 評価結果	<p>○広域にわたって大規模な被害が発生した場合、多くの避難者が生じ、住民の備蓄食料および町の備蓄食料では対応が難しくなる場合が想定されます。また、アレルギーを持った町民には、特別な食料の供給が必要となります。</p> <p>○避難が長期化した場合に、上松町健康増進センター、上松町公民館や学校給食センターからの炊き出しが必要となる可能性があります。電気やガス等の停止により、供給が困難となる場合があります。</p> <p>○被災後、多くの支援物資が直接町に供給される可能性があり、町民への支援が遅延する可能性があります。また、復旧後に災害ごみとなる可能性があります。</p>			
推進方針 (対応方策)	<p>○食料品等の備蓄・調達への取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 長野県の受援計画に基づく物資の受け入れ態勢の整備を再確認するとともに、定期的に受け入れのための訓練を実施します。 2 住民が発災直後から最低でも3日分、可能な限り1週間分程度を自ら備蓄するよう、十分に周知啓発を行います。また、食料の供給について、国や関係業者と協定を締結し調達体制の整備を行うとともに、備蓄体制の強化を図ります。 3 避難所等における食料の供給に際し、アレルギー対応食料の備蓄はありますが、今後はさらに確保を推進します。 4 大規模災害が発生し、避難が長期にわたる際の炊き出し等を想定し、上松町健康増進センター、上松町公民館、学校給食センターに新たなエネルギー源の確保を検討します。 5 災害時相互応援協定等の内容を確認し、円滑な食料供給が行えるよう供給体制の整備を図ります。 6 災害時において町の買い物支援車両等を利用した食料供給体制の維持を図り、車両及び機材等の整備、高度化を推進します。 			
数値目標	指標の名称 (KPI)	現状値	目標値	備考
	備蓄食料の保管箇所 災害時応援協定の締結数 (食料品等)	2箇所 13件	2箇所 14件	現状維持 県以外自治体含

施策の名称 (施策分野)	②給水対策 (住宅・都市)		【担当課】 建設水道課	
脆弱性 評価結果	<p>○大規模な災害が発生した場合、被災直後から住民の生命を守るうえで飲料水の供給は重要であり、緊急輸送路（道路）状況が把握できない中では、最低でも1人1日3Lの飲料水の確保がすることを原則としています。</p> <p>○町は、この間、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、飲料水（水道水）の供給を地域防災計画等で定め、医療機関を優先に水道水を（飲料水）供給する必要があります。</p>			
推進方針 (対応方策)	<p>○給水対策への取組み</p> <p>1 水道施設の災害に対する安全性の確保、緊急遮断弁の設置及び濾過機の整備促進等、飲料水の備蓄・調達体制の整備を図ります。</p> <p>2 給水車、給水タンク等の確保、整備等を図り、飲料水の供給体制を確立します。</p> <p>3 災害時の相互応援協定に基づく（公社）日本水道協会との連携の強化を推進します。</p>			
数値目標	指標の名称 (KPI)	現状値	目標値	備考
	備蓄品の充足率	給水タンク 1 t 入 5 個 20 L 入 100 個	給水タンク 1 t 入 5 個 20 L 入 100 個	現状維持 (老朽品を更新し、現状維持)



令和3年8月豪雨災害 給水タンクによる配水作業

基本目標 6 二次的な被害を発生させないこと〈二次的被害の防止〉

6-1	起きてはならない最悪の事態	土石流、地すべりなど土砂災害による二次災害の発生
-----	---------------	--------------------------

施策の名称 (施策分野)	①山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策 (国土保全)		【担当課】 建設水道課、産業観光課	
脆弱性 評価結果	○地震発生直後の地盤の緩みが、降雨等により山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などを誘発する危険性があります。二次災害予防のため、土砂災害防止法に基づく土砂災害危険区域をあらかじめ把握しておくとともに、土砂災害を防止するための施設について緊急に点検が実施できるよう体制を整えておく必要があります。また、同時に、情報収集・警戒避難体制の整備も図る必要があります。			
推進方針 (対応方策)	<p>○二次災害予防対策への取り組み</p> <p>1 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策として、情報収集体制の整備及び警戒避難体制の整備を推進します。</p> <p>○国・県が管理する土砂災害対策施設の適正な維持管理・整備促進への取り組み</p> <p>1 国や県が管理する土砂災害等に係る施設について、適正な管理を促します。土砂災害の恐れのある区域（特別警戒区域）については、急傾斜地崩壊対策事業の実施を県に要望していきます。</p>			
数値目標	指標の名称 (KPI)	現状値	目標値	備考
	土砂災害危険箇所の県連携点検 (再掲)	1 回/年	1 回/年	土砂災害危険箇所の県連携点検



長野県急傾斜地崩壊対策事業 (小脇地区)

6-2	起きてはならない最悪の事態	有害物質の大規模拡散・流出
-----	---------------	---------------

施策の名称 (施策分野)	①危険物施設等に係る二次災害予防対策（警察・消防等）		【担当課】 危機管理課	
脆弱性 評価結果	○消防法に定める危険物施設における災害発生時の二次災害の発生及び拡大を防止するため、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄等を推進するとともに、保安体制を強化する必要があります。			
推進方針 (対応方策)	<p>○木曽広域消防本部と協力した取り組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育を実施します。 立入検査の実施等指導の強化を図ります。 防災応急対策用資機材等の整備について指導します。 自衛消防組織の強化について指導します。 近隣の危険物取扱事業所との協定締結の促進等を指導します。 <p>○危険物取扱事業所の取り組みへの働きかけ</p> <ol style="list-style-type: none"> 危険物取扱事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等の研修会等への積極的な参加を促します。 危険物施設の耐震性の向上を図るよう促します。 防災応急対策用資機材等の整備を促します。 自衛消防組織の強化を促します。 近隣の危険物取扱事業所との相互応援体制の構築を促します。 			
数値目標	指標の名称 (KPI)	現状値	目標値	備考
	該当無し			

6-3	起きてはならない最悪の事態	農地・森林等の荒廃
-----	---------------	-----------

施策の名称 (施策分野)	①農産物災害予防（農林水産）		【担当課】 産業観光課	
脆弱性 評価結果	<p>○生産施設等の破損に伴う農作物被害の軽減を図るため、県農作物等災害対策指針をもとに予防技術の周知徹底を図っているところであり、今後も継続した取り組みが必要です。</p> <p>○有害鳥獣被害が農家の生産意欲に影響し、農地の荒廃を招き災害を誘発することのないように、適切な対応を図ることが必要です。</p> <p>○農業・農村が有する多面的機能を維持・発揮させるために、農地・農業利水施設等を適切に保全・管理することが必要です。</p> <p>○高齢化及び後継者不足に伴う耕作放棄により、農地の荒廃を招き災害を誘発することのないように、適切な対応を図ることが必要です。</p>			
推進方針 (対応方策)	<p>○災害予防技術の周知への取り組み</p> <p>1 木曾農業農村支援センター、木曾農業協同組合等と連携し、農業者等に対し、予防技術の周知徹底を図ります。</p> <p>○住民、木曾農業協同組合、木曾農業農村支援センター等への取り組みの働きかけ</p> <p>1 生産施設等における耐震診断や補強工事を実施し、施設の安全性を確保するよう促します。</p> <p>2 新たな施設の設置にあたっては、活断層等の存在に留意し、被害を最小限度にするための安全対策に努めるよう促します。</p> <p>○荒廃農地の発生防止への取り組み</p> <p>1 適切な有害鳥獣対策により、農家の生産意欲を維持し、農地の荒廃を防止します。</p> <p>2 高齢化等に伴う耕作放棄による農地の荒廃を防止するための事業と支援を推進します。</p> <p>3 農業者等が共同で取り組む地域活動や地域資源（農地、水路、農道等）の保全・管理を支援します。</p>			
数値目標	指標の名称（KPI）	現状値	目標値	備考
	有害鳥獣駆除事業の実施 耕作放棄地面積	捕獲頭数 171 頭（羽）/年 9.4ha	捕獲頭数 200 頭（羽）/年 8.0ha	

施策の名称 (施策分野)	②林産物災害予防（農林水産）	【担当課】 産業観光課
脆弱性 評価結果	<p>○町は、立木の倒壊防止のため、適地適木の原則を踏まえた森林造成を図るとともに、壮齢期の森林にあたっては、間伐による本数密度調整を行い、適正な形状比の立木仕立てを指導しています。林産物の生産、流通、加工施設の設置にあたっては、立地条件に留意するとともに機械、施設を固定するなど安全対策を普及する必要があります。</p> <p>○山崩れ、土石流等の山地災害による被害を軽減するために、間伐を推進し、森林の土砂流出防止機能を一層充実させるなど、治山事業による「災害に強い森林づくり」を進める必要があります。</p> <p>○不在地主、所有者等不明な共有林等又は境界が明確でない民有林があり、事前防災及び早期の災害復旧に対して支障があるため、森林所有者に対する適切な管理の啓発、森林所有者及び林地境界の明確化などの事業を進める必要があります。</p>	
推進方針 (対応方策)	<p>○健全な森林づくりへの取り組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進します。 2 県と連携をとって、林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施します。 <p>○中部森林管理局木曽森林管理署、木曽南部森林組合等への取り組みの働きかけ</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 中部森林管理局木曽森林管理署には国有林の地域別森林計画及び施業管理計画に基づく適正な森林施業の実施により、国有林の防災機能の維持向上を推進します。また、治山施設の整備、適正な流水路の整備・確保により、国有林野内からの林産物、土石等の流出防止に努めるよう促します。 2 木曽南部森林組合には、指導指針に基づいた適正な森林施業を実施するよう促します。 3 その他関係業界には、その他関係業界は、町及び県と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施するよう促します。 <p>○住民に対する取り組みの働きかけ</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 町等が計画的に行う森林整備に協力するよう促します。 2 施設の補強等対策の実施に努めるよう促します。 3 事前防災及び災害復旧の早期及び円滑な実施のため、森林所有者に対する適切な管理の啓発、森林所有者及び林地境界を明確にする事業等を実施します。 <p>○木材の積極的利用への働きかけ</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 木材の利用が森林の適正な整備に寄与し、森林の保全等の森林の有する多面的機能の持続的発展に貢献することに鑑み、木材の積極的な利用を促進します。 <p>○森林譲与税を活用した森林整備事業への取り組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 森林環境譲与税を活用した、間伐施業など森林の公益的又は多面的機能の保全に関する事業等を実施します。 	

	指標の名称 (KPI)	現状値	目標値	備考
数値目標	森林経営管理法に基づく多面的機能発揮森林面積 (再掲)	47.66ha	150ha	R2 集積計画 47.66ha



森林の適正管理による山地災害の未然防止

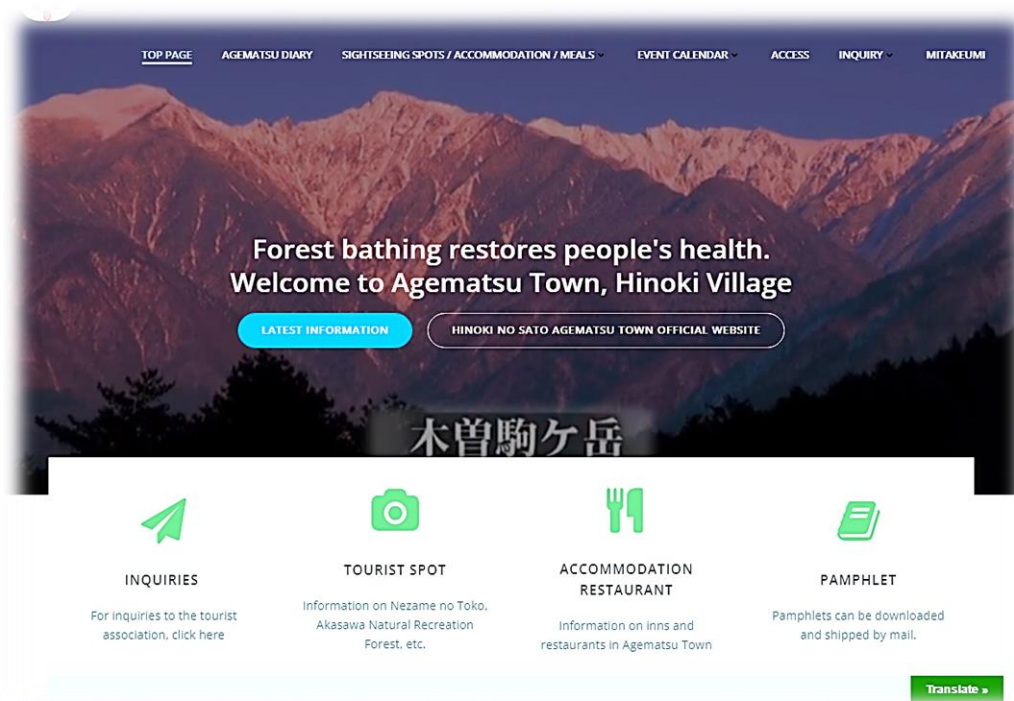
6-4	起きてはならない最悪の事態	観光や地域農産物に対する風評被害
-----	---------------	------------------

施策の名称 (施策分野)	①風評被害(情報通信)		【担当課】 産業観光課	
脆弱性 評価結果	<p>○大規模自然災害が発生した場合、メディア等に繰り返し取り上げられることにより、被災地ではない地域まで被災しているとの風評被害が発生し、インターネット等により拡散する場合があります。そのため、国内外に正しい情報を発信するとともに、プロモーション支援等の適切な対応を実施する必要があります。</p> <p>○また、農産物の風評被害を防止するためには、平時から農業者と消費者の顔の見える関係を構築しておくことも有効です。</p>			
推進方針 (対応方策)	<p>○長野県と連携した取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国・県・各種団体等と連携し、ホームページ等を通じて災害に関する状況を正確に発信することにより、風評被害の防止に努めます。 2 実際に風評被害が発生している場合は、地域が被害を軽減するために行うプロモーション支援等の適切な対応を実施します。 3 報道機関には、被害の有無や程度などを適切に発信するよう協力をお願いします。 4 災害情報の適切な発信に必要とされる施設、情報機器の整備及び上松町観光協会等の関係団体が実施する情報発信に必要とされる事業に対して支援します。 			
数値目標	指標の名称(KPI)	現状値	目標値	備考
	該当無し			



上松町観光協会ホームページ

施策の名称 (施策分野)	②海外への情報提供 (情報通信)		【担当課】 産業観光課	
脆弱性 評価結果	○大規模災害が発生した場合、情報量の少なさや地理的な不案内に起因して、外国において実体以上に危険性が強調され、被災地域以外においても外国人観光客が減少するなど、より強い形で外国人観光客の動向に影響が生じることが懸念されます。そのことから、国内向けと同様に海外に向けても正確な情報提供を行う必要があります。			
推進方針 (対応方策)	○海外への情報発信への取り組み 1 国・県・各種団体等と連携して外国向け誘客プロモーション活動の施策を企画・実施し、海外に向けて、被災した観光地の状況と、正確な復旧状況の発信を行います。 2 上松町観光協会と連携して、情報発信のための機材の整備及び高度化を図り、正確な観光地の状況を多言語化して発信していきます。			
数値目標	指標の名称 (KPI)	現状値	目標値	備考
	上松町観光協会ホームページの言語変換数	10 カ国語	11 カ国語	



上松町観光協会ホームページ (英語表記版)

6-5	起きてはならない最悪の事態	避難所等における環境の悪化
-----	---------------	---------------

施策の名称 (施策分野)	①避難所等（住民避難・自主防災）	【担当課】 住民福祉課、危機管理課
脆弱性 評価結果	<p>○町、住民がそれぞれの役割において食料等の物資の備蓄の確保に努め、避難所等における環境の悪化を防止するとともに、災害時の避難所等の運営がスムーズに進められるよう、市町村や地域住民は避難所等の運営についての取り決め等を事前に定め、研究しておく必要があります。特に、高齢者、障がい者、児童、疾病者、外国籍県民、外国人旅行者、乳幼児、妊産婦などの災害対応能力の弱い方や女性に対する配慮が必要です。</p>	
推進方針 (対応方策)	<p>○避難所等の環境整備への取り組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 東日本大震災の教訓を踏まえ避難所等における良好な生活環境確保のため、避難所等における日用生活品の備蓄を推進するとともに、被災者ニーズにあった環境整備を推進します。 特に災害対応能力の弱い要配慮者に対し、プライバシー確保のための簡易間仕切りや避難ルーム等の備蓄推進や、外国籍住民・旅行者の被災支援に対応する通訳ボランティアとの連携（災害時多言語支援センターの設置協力）、外国籍県民対象の防災リーダーの養成などを推進します。また、災害情報や避難情報を県公式ホームページにおいて手話動画で発信するなど、ろう者が災害に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、手話を用いた情報発信に努めます。 県は、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（H25.8 内閣府）に基づき、市町村が避難に関する対策を事前に進めていく上での体制づくりや自主防災組織等を対象にした研修会を開催する際の手引きとして、また地域住民自らが、地域の避難所等の開設・運営マニュアルの作成に取り組み際の参考資料として「避難所マニュアル策定指針」（平成 14 年度策定、令和 2 年度改定）を策定しました。これらを活用して町や地域住民等における「避難所運営マニュアル」の策定推進を行います。 災害により水道施設の機能不全が発生した場合に備え、飲料水以外の生活用水の確保のため、上松小学校プール、上松中学校プール、B&G プールの施設機能の維持、耐震化・高度化を図っていきます。 災害により避難所等のトイレの機能不全が発生した場合に備え、町内の公共トイレ施設の維持、耐震化・高度化などの新設・改良等の整備を図っていきます。 <p>○様々な避難者に対応する避難所等の運営等への取り組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 女性や妊婦、乳幼児等に配慮した避難所等の運営に必要な資器材の備蓄を進めます。 関係機関と連携して、福祉避難所の設置、運営について検討します。 避難生活が長期にわたることも想定し、避難所等の生活が少しでも快適なものとなるように、必要な資器材の備蓄を進めます。 	

	指標の名称 (KPI)	現状値	目標値	備考
数値目標	避難所等における日用生活品の備蓄等	0	50人分	伊那谷断層帯地震被災者避難数 (目標人数の3日分)
	(生理用品)	0	60人分	
	(オムツ)	0	20人分	
	(乳幼児のミルク)	31.0%	50.0%	
	(段ボールベット)			

施策の名称 (施策分野)	②保健衛生、感染症予防活動 (保険医療・福祉)		【担当課】 住民福祉課、危機管理課	
脆弱性 評価結果	○被災後・復旧までの間における被災者の健康の確保を目的として、被災者の心身の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症発生予防措置・まん延防止措置、食品衛生指導、食生活の状況の把握及び栄養改善対策等の活動を行う必要があります。また、地域の衛生状態にも十分配慮する必要があります。			
推進方針 (対応方策)	○避難所等における保健衛生、感染症予防対策活動への取組み 1 保健師による被災者の心身の健康相談、避難所等における健康意識の向上、被災者の食料確保状況の把握、被災者の心の拠り所であるペットの管理状況の把握、管理栄養士による栄養指導、食品衛生上の危害防止のための措置が出来るように体制を整備します。 2 感染症予防用資機材の整備、感染症予防対策のための組織の明確化を図ります。また、疫学調査や患者への医療提供、患者の隔離、消毒等のまん延防止措置のための体制を整備します。 3 保健師等による被災者の避難生活の相談を行い、心理的なケア・サポートする体制整備を図ります。 4 長野県木曾保健福祉事務所等の関係機関と調整を図り、被災者の飼育している動物等(ペット類等)の取扱いについて、被災者の相談体制の整備を推進します。			
数値目標	指標の名称 (KPI)	現状値	目標値	備考
	感染症予防用資機材の整備 (段ボール間仕切り)	24.1%	48.3%	伊那谷断層帯地震被災者避難数
	(マスク)	15,000枚	15,000枚	
	(感染予防服)	100枚	100枚	
感染症予防用資機材倉庫	0棟	2棟		

基本目標 7 被災した方々の日常の生活が迅速に戻る事〈復旧・復興〉

7-1	起きてはならない最悪の事態	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
-----	---------------	-------------------------------------

施策の名称 (施策分野)	①災害廃棄物の発生への対応 (環境)		【担当課】 住民福祉課	
脆弱性 評価結果	○大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の充実に努める必要があります。			
推進方針 (対応方針)	○災害廃棄物の発生に対応するための取組み 1 大量の災害廃棄物の発生に備え、木曾広域連合と連携して、大規模仮置場の候補地の確認など広域処理体制の充実に努めます。また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性確保を図ります。 2 木曾広域連合と連携して、仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を必要に応じて改定します。 3 災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努めます。			
数値目標	指標の名称 (KPI)	現状値	目標値	備考
	災害廃棄物一次仮置場の選定	0箇所	2箇所	

7-2	起きてはならない最悪の事態	道路啓開等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態
-----	---------------	---------------------------

施策の名称 (施策分野)	① 障害物の処理活動（住宅・都市）		【担当課】 建設水道課、産業観光課	
脆弱性 評価結果	<p>○大規模災害が発生した後は、直ちに復旧作業、救援活動を開始することから、これら活動を阻害する道路上の放置車両、被災車両及び倒壊物件等による交通障害を直ちに除去し、作業車両、救援車両の交通路を優先して確保する必要があります。</p> <p>○障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、先遣隊等を派遣して障害情報を早期に収集し、障害物除去に対処することが必要です。</p> <p>○また、障害物の集積、処分に当たっては、その集積場所の確保に加え、複雑な権利関係をも考慮に入れた、速やかな物件の集積、処分ができるように措置する必要があります。</p> <p>○災害発生時に、国道 19 号又は各活動拠点を連絡する指定してある緊急輸送路等における道路を閉塞する可能性のある障害物等について、関係機関と協議して道路確保のための検討及び道路改良等の整備をする必要があります。</p>			
推進方針 (対応方策)	<p>○障害物の処理活動体制構築への取組み</p> <p>1 関係機関との連携のもと、障害物の処理活動体制の更なる構築及び処理活動の維持を図ります。</p> <p>2 除去障害物の集積、処分方法については、除去障害物の所有者又は管理者が集積場所の事前選定と速やかな処分を行うための検討を促します。</p> <p>○障害物発生防止への取組み</p> <p>1 国道 19 号又は各活動拠点を結ぶ指定の緊急輸送路等における道路閉塞の可能性のある障害物等の除去及び改良、輸送路確保のための道路改良等の整備を図ります。</p>			
数値目標	指標の名称 (KPI)	現状値	目標値	備考
	該当無し			

施策の名称 (施策分野)	②道路及び橋梁応急活動（住宅・都市）		【担当課】 建設水道課、産業観光課	
脆弱性 評価結果	<p>○地震により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、速やかな路上障害物の除去及び応急復旧工事を行う必要があります。</p> <p>○道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報提供を行い、被害が甚大な場合は、相互応援協定に基づき応援要請を行い処理する必要があります。</p>			
推進方針 (対応方策)	<p>○道路及び橋梁応急活動体制整備への取組み</p> <p>1 道路及び橋梁の被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧を行うための体制整備と、交通規制等の道路状況を発信する体制を整備します。</p> <p>2 被害が甚大な場合は、相互応援協定に基づき応援要請の締結を進めます。</p> <p>○道路啓開への取組み</p> <p>1 道路啓開については、発災後ただちに町管理道路のパトロールを行い、通行可能な道路を把握して人命救助や物資輸送に繋げるとともに、緊急輸送路のネットワークを考慮し、障害物の権利関係に留意しつつ、道路の倒壊物件等の交通障害物を直ちに撤去します。</p>			
数値目標	指標の名称 (KPI)	現状値	目標値	備考
	災害時相互応援協定の締結数	2件	3件	



台風後の落石除去による道路の啓開

7-3	起きてはならない最悪の事態	倒壊した住宅の再建が大幅に遅れる事態
-----	---------------	--------------------

施策の名称 (施策分野)	①被災者等の生活再建等の支援 (住宅・都市)		【担当課】 企画財政課、危機管理課、住民福祉課、建設水道課	
脆弱性 評価結果	<p>○被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要があります。</p> <p>○また、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、速やかに、住宅等の被害の程度を認定し、被災者に罹災証明を交付するための体制の整備が必要です。</p>			
推進方針 (対応方策)	<p>○生活再建の支援に向けた取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 被災住宅の復興を行う者への支援及び災害公営住宅の整備や、公営住宅への優先入居についてマニュアルを作成します。 地籍調査を行い、被災者に対する罹災証明の早期交付体制を確立します。 火災・地震保険などの加入による自助を促すため、住民が保険や共済に加入するよう啓発を実施します。 迅速な被災者の生活再建を支援するために、被災者生活再建支援金などの公的な支援について事前に把握します。 			
数値目標	指標の名称 (KPI)	現状値	目標値	備考
	応急仮設住宅建設候補地	2箇所	3箇所	



令和3年8月豪雨災害 被災家屋調査 (宮戸地区)

7-4	起きてはならない最悪の事態	地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる 事態
-----	---------------	----------------------------------

施策の名称 (施策分野)	①自主防災組織等の育成 (住民避難・自主防災)		【担当課】 危機管理課	
脆弱性 評価結果	<p>○災害発生時に、被害の防止又は軽減のために、住民の自主的な防災活動が町や防災関係機関の活動と並んで必要であり、特に出火防止や初期消火、要配慮者に対する対応における役割は非常に重要です。</p> <p>○地域における自主防災組織の組織的な活動により、出火防止や初期消火、要配慮者に対する対応等が期待されます。また、自主防災組織の日常の活動を通じて地域の連帯感の強化が期待されるなど、自主防災組織は今日的な社会環境の中で果たす役割は大きなものとなっています。</p> <p>○災害発生時に、被害の防止又は軽減のために、住民の自主的な防災活動が町や防災関係機関の活動と並んで必要です。</p> <p>○そのため、自主防災組織の組織率の向上と、機能の強化が必要です。</p>			
推進方針 (対応方策)	<p>○自主防災組織の育成への取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 町内の各地域組織に対し、共助のための自主防災組織への意識付けに結びつく各種事業の実施又は支援を推進します。 2 組織化が遅れている地域を中心に組織化を推進します。 3 平常時、発災時の自主防災組織の活動内容を明確化します。 4 自主防災組織の活動環境を整備し、活動の場を確保します。 5 防災リーダーに対する研修等を実施するなど組織を活性化するための対策を講じます。 6 防災組織相互の応援体制の確立のための指導を行います。 			
数値目標	指標の名称 (KPI)	現状値	目標値	備考
	地域支え合いマップ作成 (再掲)	5 地区	38 地区	